

学生団体公認の取扱要領の周知について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月12日）

4月19日投稿の「全学公認団体について」という質問の回答により、学生団体公認の取扱要領の内容が、全学生が閲覧できる場所に掲載されております。

学生団体公認の取扱要領が新たに制定され、全学公認団体となるための申請条件の一部が変更されたことをこの回答がなされた6月16日以前に、全学生に何らかの形で周知しておられましたでしょうか。

周知されていた場合、どのような形で周知されておりましたでしょうか。

3月18日発行のCampus Life News vol.1において、「あたらしいメディア」を通じて情報発信していく旨記載されていますが、これらの「あたらしいメディア」において、学生意見箱に質問が投稿され、回答されるまで周知されていないと承知しています。

また、全学公認団体に関するページにも特に記載はありません。

もし周知されていなかった場合、なぜ周知されていなかったのでしょうか。

【回答】（回答日：2016年8月3日）

（教育推進・学生支援部厚生課より）

『京都大学学生団体公認の取扱要領』については、学生全体に対する周知はしておりません。

従来から、本学ホームページに全学公認団体の申請に関する概要を掲載しており、詳細については、新規申請を窓口にご相談に来た団体に対して説明しております。